

四、船主ト會員間ニ於ケル雇傭ニ關スル委囑推舉及ヒ
協調ノ勞ヲ執ルコト

五、理事會及評議員會ニ於テ決シタル其他ノ事業

第四條 本會事務所ハ神戸市ニ置ク

但必要ト認メタルトキハ評議員會ノ決議ヲ經テ支部又
ハ出張所ヲ設クルコトヲ得

第五條 本會ニ基本金ヲ置ク

基本金ハ會員ノ騰出セル基金及ヒ指定寄附金ヲ以テ組
成ス

基本金ハ確實ナル方法ニヨリ保管スルモノトス

基本金ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラサレハ處分スルコト
ヲ得ス

第六條 本會ノ經費ハ基本資産ヨリ生スル收入及會員ノ

支出スル會費并ニ一般寄附金其他ノ收入ヨリ支辨ス

第七條 本會ノ經費ニ不足ヲ生シタルトキハ會員ニ於テ
之ヲ平等ニ負擔スルモノトス

第八條 本會ノ會員ヲ分チテ左ノ二種トス

正會員 準會員

正會員ハ機關長若クハ機關士ノ海技免狀ヲ有スル者

準會員ハ海技免狀ヲ有セスシテ機關士ノ職務ヲ執ル者

第九條 會員タラントスル者ハ本會基本金拾圓ヲ騰出ス

ルニ依リテ其資格ヲ得
會員ハ別ニ定ムル規則ニヨリ毎月金壹圓以上參圓未滿
ノ會費ヲ納付スルモノトス